

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和8年度札幌市医療的ケア児等支援者養成研修企画運営業務
発注課	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
選定事業者	医療法人 稲生会
<div>随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</div> <div><p>本業務は、医療的ケア児等の直接支援を行う者を養成し、医療的ケア児等を受け入れる障害福祉サービス等事業所の増加を目指すことを目的として、福祉関係職員、看護師等の医療関係職員を対象に、医療的ケア児等の理解を深め、適切な支援を行うための専門研修を実施するものである。</p><p>本業務の実施にあたっては、医療的ケア児等が抱える疾病や障がい等に関する医学的専門知識のほか、医療的ケア児等への具体的な支援内容や支援上の様々な留意点などを受講者にわかりやすく伝達する必要があるため、医療的ケア児等を支援するための実践的知識と経験が豊富な事業者が、研修を企画し実施することが必須と考えられる。</p><p>また、研修受講者は、医療機関や障害福祉サービス事業所に勤務する医療・福祉従事者が多いことから、受託法人は、実際に医療的ケア児等に日常的な支援を行う医療機関と福祉事業所を営み、実状を熟知している法人でなければならない。</p><p>その点、上記法人は、現在、約120名の医療的ケア児に対して、医療機関として外来や訪問診療を実施しているほか、約30名の医療的ケア児に対して障害福祉サービス（居宅介護・短期入所）を提供しており、医療的ケア児等の支援に精通し、医療と福祉双方の実践的な支援ノウハウを有している。</p><p>また、医療的ケアに関する豊富な知識と経験がある常勤医師が5名（歯科医師1名を含む）在籍するほか、医療関係職員、福祉関係職員等の医療的ケア児等支援に携わる豊富な人材を有している。そのため、法人内のみで複数の医師職をはじめとした専門職の講師を確保することが可能であり、研修の実施目的を踏まえ、効率的かつ効果的に本業務を実施することができる。</p><p>さらに、平成27年度から継続して道の事業である北海道小児等在宅医療連携拠点事業を受託、令和4年度からは同じく道の事業である北海道医療的ケア児等支援センターの運営業務を唯一受託している実績があり、多くの道内自治体の医療的ケア児に対するコーディネート等の支援事例について熟知している。</p><p>平成30年度から令和7年度において、札幌市が上記法人に委託した研修においても当該法人の医師職をはじめとした専門職を講師とし、適切に研修を運営した豊富な実績があり、本業務の確実な履行が見込まれるものである。</p><p>以上のことから、本業務を適切に遂行していくことができるのは当該法人のみであることから、競争入札に付することが適さない契約と考えられる。</p></div>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和8年10月26日